



鳥取県公報

令和4年6月7日（火）
第9405号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	コキンバイ保護管理事業計画の認定（328）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の終了（329）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	採石法による採取計画の認可の公表（330）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（331）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（11）・・・・ 3
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（12）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第328号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うコキンバイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県コキンバイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
鳥取市相生町四丁目411
一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
 - (2) 生育地における盗採取防止及びシカ被害対策のための巡視活動
 - (3) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取及びシカ被害対策による生育地の保全・管理
 - (4) 域外保存及び増殖の実施
 - (5) 登山者の侵入を防止するための措置
 - (6) コキンバイを含む生物多様性に関する普及啓発活動
- 3 認定年月日 令和4年5月26日

鳥取県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和4年3月31日

鳥取県告示第330号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月7日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡三朝町大字大瀬 字北田谷29、同字向山 26-1（9,805.31平方 メートル）	風化花崗岩（真砂土）（92,300立方メートル）	令和4年5月16日 から令和7年 5月15日まで	令和4年5月 16日

鳥取県告示第331号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年3月17日 鳥取県指令第202100310299号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字紺屋堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市小篠津町2258
大塚 善夫、大塚 亜由美

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和4年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,273
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,363
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	143,938
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,462
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,726
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,783
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,354
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,185
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,485
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,160
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,432
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,959

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取市選挙管理委員会及び江府町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市河原町鮎ヶ丘集会所	鳥取市河原町鮎ヶ丘1151
日輪閣	日野郡江府町大字江尾505

江府町山村開発センター

日野郡江府町大字江尾502

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和4年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和4年6月6日（月）から同年7月15日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - （1）筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和4年7月24日（日）から同月26日（火）までの任意の1日
（予備日：令和4年7月27日（水））
 - （2）口述試験及び身体検査
令和4年7月30日（土）
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
 - （1）令和4年8月下旬から同年9月下旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
 - （2）令和4年11月下旬（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
 - （3）令和5年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 8 問合せ先
 - （1）各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - （2）自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）